

2023年12月21日開催 加工食品の輸出事業者向け食品表示海外規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
1	「海外の表示関連法令に変更がある場合など、常に最新の情報を把握しておきたい場合にチェックしておくべきサイトはないか。」 「JETROや農水省以外の情報の入手先。」	GAIN（米国USDA）のFAIRSを推奨します。 https://gain.fas.usda.gov/#/home Food and Agricultural Import Regulations and Standards 1. Reports (FAIRS)を選択し、Advanced Searchをクリックします。 2. Countriesより対象国を選択し絞り込むなどして参照します。
2	「各国の表示ルールにおいて日本と異なる点の中で、見逃しやすい箇所はあるか。」	日本にはない「表示事項」（量的原材料表示、製造日、栄養成分摂取目安等）だと思います。
3	「法律原文やガイドラインなどで明確な判断基準がないような場合に、実務上どのような対応を取るべきか、実際に取られているのかなどの実例を多く知りたい。」	類似の規則を参考に、準用するケースが多いと思います。 （例：日本での「糖質オフ」等）
4	「輸出の際、特にシップバックやリコールにつながりやすい点。」 「過去、日本から輸出した商品の回収事例があれば知りたい。」	微生物やカビ毒等の成分規格に関する違反を除けば、含まれるアレルゲンの表示漏れが多いと思います。 各国管轄省庁のリコール情報（輸入違反事例）サイトを参照すると確認できるものが多いです。
5	「キャリーオーバーや加工助剤の扱いについて、CODEXの基準は各国でどの程度適用できるか。」	表示基準としては共通する国は多いと思います。ただし、特に加工助剤については使用基準に関わる国がある点に注意が必要だと思います。
6	「海外ではNGとなっている原材料。NG原材料に関して、どのレベルまでの精査が必要なのか。（二次原料まで深掘りが必要など）」 「食品添加物の輸出先の適合性を確認するにあたって、（原料サプライヤーが確認できる限界もあるので）添加物の規格等の詳細をどこまで確認するのが一般的であるのか知りたい。」	階層については、使用基準内に使用原材料の階層に関する言及がない限りは、すべて確認が必要と思われます。 使用した添加物については、輸入実績の多い食品では添加物物質名のみで確認する場合も多くあります。添加物の成分規格まで確認が必要な場面は、経験の少ない食品の場合で、かつ過去に類似の事故例があるなど予見可能性のあるものに絞るのが現実的だと思います。
7	「各メーカーさまによって少しずつ表現がかわってたりしてEUやFDAで認可されているのかされていないのか調べるのがとても難しい。 規制はどんどん細分化され厳密になっているためどう対応すればよいのかその考え方をぜひお聞きたい。」	基本的に添加物以外の原材料のほうが、使用可否の調査は難しいと思います。 基原原料や製法、性状等の違いなどにより細分化が進んでいると思いますが、最終的には担当局に直接確認するしかないケースも多いと思います。
8	「原材料の詳細の問合せを受けますが、どこまで載せているのか。」 「どこまで開示しないとイケないのか。」	各基準に記載されている情報（特定の物質や成分名、成分規格等）までは、確認のために開示することになると思います。
9	「海外アレルゲンの対象品目ですが、日本とは異なり甲殻類や軟体動物、ナッツなど広義な表現のため、使用原料が該当するか否か分かりかねる場合はどうするか。」 「海外アレルゲンについて、国内メーカーだと情報を持ち合わせていないケースが多く情報が集まらない。その場合、どのように対処すればよいか。」	表示基準の原文だけでなく、対象品目の範囲の例が記載されている文書（通知やガイド）を探します。 その例に記載されている原材料または成分の含有を確認することになると思います。
10	「栄養成分表示をする際に、日本のデータをもとにした計算で良いのか実測なのか。」 「糖類を求められるケースがありますが、各原料の八訂単糖・二糖参考値を用いて算出する流れで進めておりますが、弊社対応が一般的なのか気になります。」	日本の分析での測定方法と対象国の基準を確認のうえ、必要に応じて対象国向けの分析をすることが多いと思います。 例えば糖類についても、日本と対象国の定義が同じとは限りません。
11	「原材料ごとに法規制をどこまで調べればいいのか、は非常にむづかしいと感じております。 製造方法はある程度規制がある可能性はありますが、製造機器などにも規制があることあるのでしょうか。」	申し訳ございません、食品規格（ハラル等の規制を除き）における製造機器の規制については把握できておりません。

2023年12月21日開催 加工食品の輸出事業者向け食品表示海外規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答
12	「日本の法規上、一般飲食物添加物に分類されている添加物（大豆多糖類など）が含まれている加工食品を輸出する場合、 添加物目的で添加していた場合には輸出不可、食品原料として配合されている場合には食品扱いになり、輸出可能、と判断基準があると伺ったことがありますが、 最終的な判断材料としてはどの規則を基準とするべきでしょうか。食品扱い、添加物扱いの判断はあくまで自社基準、といった具合でしょうか。」	基本的には食品規格（含有などの成分規格）と添加物使用基準を参照します。使用基準に規制がない場合は、用途の判断は自社での判断になると思います。
13	「多種多様な食品、添加物、顧客ニーズがあり、画一的なデータベースの構築は難しい感じました。 ですが、少なくとも狭い範囲の主力製品の社内DB化は将来のためにも構築していきたいのですが、更新に課題が残ります。 貴社のサービスで工夫されているところなどを参考にお伺いしたいです。」	「①添加物関係（+違反事例の多い成分（重金属等）を含む）」「②アレルギー表示関係」「③強調表示関係」「④その他」など、 実際の事故例をもとに優先度合いを決めておかれるのが現実的な運用かと思います。
14	「今後参考資料として活用できるよう資料をいただければ幸いです。」	こちらに資料をアップロードいたします。 https://www.label-bank.co.jp/~uploads/JP/20231221_seminar_lb.pdf ID: lbsupport PW: MP5JWcX3
15	「食品表示違反において、過去に回収命令や罰則適用を受けた事例があれば、可能な範囲で結構ですので、教えてください。」	例として米国のリコールサイトのうち食品表示違反のURLをご紹介します。 https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts 1. Product Typeで「Food & Beverages」を選択します。 2. Countriesより対象国を選択し絞り込むなどして参照します。ctrl+Fで「undeclared」を検索すれば、アレルギーなど表示漏れの事例を確認できます。 (例) https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts/win-luck-trading-inc-issues-allergy-alert-undeclared-sulfites-dried-plums